

社会福祉法人九戸村社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九戸村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬、旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 各種委員会委員
- (6) その他会長が必要と認めた者
- (7) 第1号から第3号までの役員等は、非常勤とする。

(報酬)

第3条 前条の規定に掲げる役員等には、勤務実態に即して別表の通り報酬を支給する。

- 2 岩手県及び九戸村の職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬の支給は、別表の区分により行う。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する

(旅費)

第5条 役員等が会務のため旅行する場合の旅費の支給額は、本会職員の旅費規程を準用する。ただし、特別の理由により、これにより難しい場合は、会長がその都度定める。

- 2 役員等以外の者が、会務のため旅行する場合には、会長がその都度定める。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

別 表

名 称		区 分	手 当 の 額	支給基準及び支給時期
理 事	会 長	日 額	3, 5 0 0 円	決裁及び本会の用務で会議等に出席した都度とし、四半期ごとに勤務実態に即し支給。ただし月額21, 0 0 0 円を超えないこと。
	副会長	日 額	3, 5 0 0 円	本会の用務で会議等に出席した都度
	理 事	日 額	3, 5 0 0 円	本会の用務で会議等に出席した都度
監 事		日 額	3, 5 0 0 円	本会の用務で会議等に出席した都度
評 議 員		日 額	3, 5 0 0 円	本会の用務で会議等に出席した都度
評議員選任・解任委員		日 額	3, 5 0 0 円	本会の用務で会議等に出席した都度
そ の 他	会長が支給することが適当と認めた委員等	日 額	2,200 円以上 3,500 円以内	本会の用務で会議等に出席した都度

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人九戸村社会福祉協議会役員等の報酬支給に関する規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。
3. この規程は、令和8年9月1日から施行する。

社会福祉法人九戸村社会福祉協議会役員報酬の総額

区 分	支給基準及び手当の額	年 間 総 額
理 事	会長の決裁を含め、本会の用務で会議等出席した都度 3,500 円（理事 8 名分）	総額 546,000 円
監 事	本会の用務で会議等出席した都度 3,500 円（監事 2 名分）	総額 112,000 円
評 議 員	本会の用務で会議等出席した都度 3,500 円（評議員 10 名分）	総額 420,000 円
評議員選任・解任委員	本会の用務で会議等出席した都度 3,500 円（評議員選任・解任委員 6 名分）	総額 126,000 円
そ の 他	会長が支給することが適当と認めた委員等で、本会の用務で会議等出席した都度 2,200 円以上 3,500 円以内	総額 42,000 円